四国水問題研究会規約

(名称)

第1条 本会は、四国水問題研究会(以下「研究会」という。)と称する。

(目的)

第2条 研究会は、新たな国土形成を展望しつつ、四国4県が共有する吉野川水 系及びその関連地域の水問題(治水・利水・環境)について総合的に把握 するとともに、水資源の有効利用と治水・利水・環境の合理的な恒久対策 並びに必要な実施方策について研究及び提言を行うことを目的とする。

(活動事項)

- 第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、以下の事項の研究・提言を行う。
 - (1) 水問題(治水・利水・環境)の現状と課題に関すること。
 - (2)水系の治水・環境の対策に関すること。
 - (3)水資源の広域的利用、合理的な利用に関すること。
 - (4)その他研究会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

- 第4条 研究会は別表 1 に定める委員によって構成する。ただし、会長が必要と認めた者を出席させることができるものとする。
 - 2.研究会に会長1名及び会長代理1名を置く。

(運営)

- 第5条 研究会は、会長が招集する。
 - 2.会長は委員がこれを互選する。
 - 3.会長は、研究会を総理し、研究会を代表する。
 - 4.会長に事故があるときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。
 - 5.研究会は、必要がある場合は、学識経験者及び関係者の出席を求め意見を聞くものとする。

(事務局)

第 6 条 研究会の事務局を別表 - 2 のとおり置き、庶務は四国地方整備局が務める。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長 が研究会に諮って定める。

付 則

この規約は、平成21年7月17日から施行する。

四国水問題研究会 委員

所 属	氏	名
(株)人間科学研究所 代表取締役	池田	弘子
香川大学 名誉教授	井原	健雄 (会長)
四国旅客鉄道(株) 相談役	梅原	利之
(社)共同通信社 高松支局長	大谷	徹
高知大学農学部 生産環境工学科教授	大年	邦雄
九州大学大学院法学研究院 教授	七戸	克彦
愛媛大学大学院理工学研究科 教授	鈴木	幸一(会長代理)
高知工科大学 社会システム工学科教授	那須	清吾
徳島大学 名誉教授	端野	道夫
NPO法人新町川を守る会副理事長	板東	美千代
高知工科大学 客員教授	福田	昌史
日本政策投資銀行 四国支店長	藤田	寛
四国経済連合会 専務理事	三木	義久
徳島大学 名誉教授	三井	宏
NHK松山放送局 放送部長	向江	隆文
徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス研究部教授	望月	秋利

(敬称略 五十音順)

別表 - 2

四国水問題研究会 事務局

機関	代表者
徳島県	県土整備部長
香川県	政策部長、土木部長
愛媛県	土木部長、
高知県	文化生活部長、土木部長
水資源機構	吉野川局長
四国地方整備局	企画部長、河川部長